

資 料

(個人所得課税)

目 次

・ 課税ベース（イメージ図）	1
・ 人的控除の概要	2
・ 個人所得課税の税率等の推移（イメージ図）	3
・ 個人所得課税の税率構造の国際比較（イメージ）	4
・ 給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較	5
・ 所得税の限界税率ブラケット別納税者（又は申告書）数割合の国際比較	6
・ 主要国における課税単位の概要	7
・ 配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（配偶者が給与所得者の場合）	8
・ 基礎控除・配偶者（特別）控除の仕組み（イメージ）	9
・ 各制度における扶養親族等となることのできる基準収入額について（配偶者の場合）	10
・ 扶養控除制度の概要	11
・ 子供のいる世帯に対する現行の税制及び予算措置	12
・ 税制を活用した給付措置の国際比較	13
・ 給付付き税額控除のイメージ	14
・ 各社会保険制度の保険料のイメージ	15
・ 世帯所得階級別の受益と負担の状況	16
・ 不動産所得の範囲	17
・ 事業所得者と給与所得者との比較	18
・ 給与所得控除制度	19
・ 退職所得の課税方式	20
・ モデル退職金の支給状況と退職所得控除額	21
・ 公的年金等に係る課税の仕組み	22
・ モデル年金額と課税最低限	23
・ 公的年金等控除	24

課税ベース（イメージ図）

収入その他の経済的利益

各種の控除等

非課税所得	各種所得について 控除等	所得控除		課税所得
		人的控除	その他の所得控除	

（例）

- ・ 給与所得控除
- ・ 退職所得控除
- ・ 公的年金等控除
- ・ 青色事業専従者給与
- ・ 青色申告特別控除
- ・ 白色事業専従者控除
- ・ 譲渡所得の特別控除

（例）

- ・ 基礎控除
- ・ 配偶者控除
- ・ 扶養控除
- ・ 障害者・寡婦・寡夫・勤労学生控除

（例）

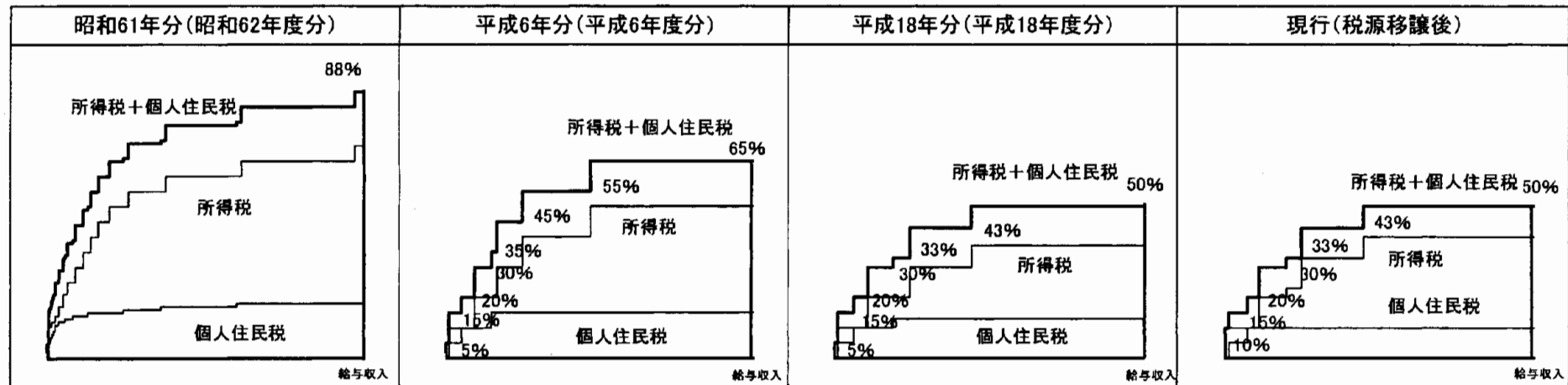
- ・ 雑損控除
- ・ 医療費控除
- ・ 社会保険料控除
- ・ 小規模企業共済等掛金控除
- ・ 生命保険料・地震保険料控除
- ・ 寄付金控除

（例）児童手当、遺族年金、失業等給付、生活保護給付、出張旅費・通勤手当、勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄利子、非課税又は課税しなくて差し支えないとして取り扱われているフリンジ・ベネフィット

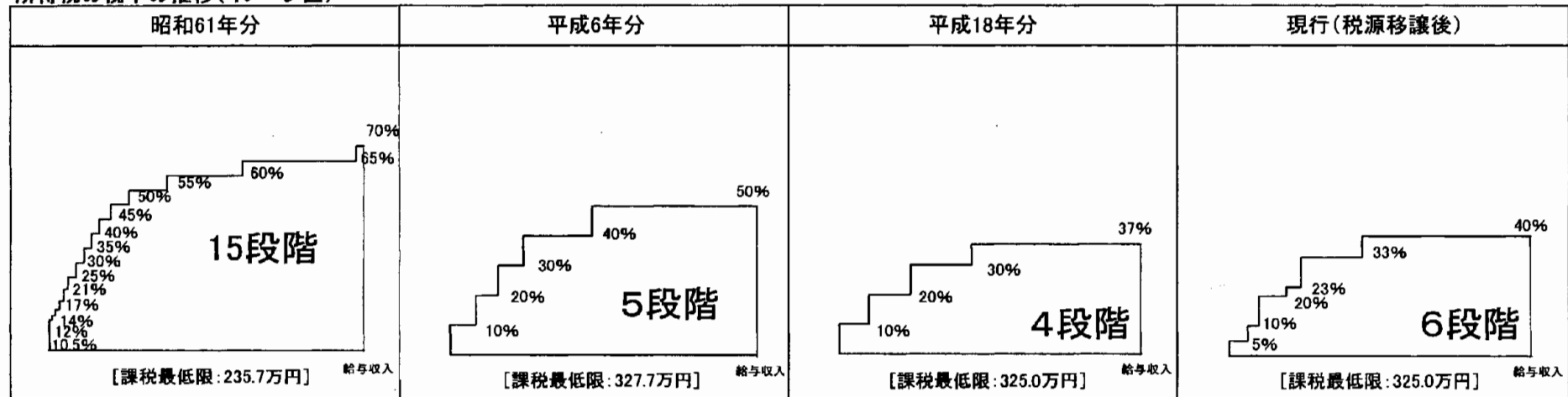
人的控除の概要

		創設年 (所得税)	対 象 者	控 除 額		本人の所得要件	
				所 得 税	個 人 住 民 税		
基礎的な人的控除	基礎控除		昭和22年 (1947年)	・本人	38万円	33万円	
	配偶者控除	控除対象配偶者	(昭和36年) (1961年)	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円	
		老人控除対象配偶者	昭和52年 (1977年)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者	48万円	38万円	
		(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円	
	配偶者特別控除		昭和62年	・生計を一にする控除対象配偶者以外の配偶者	最高38万円 (配偶者の年間所得による)	最高33万円	年間所得1,000万円以下
	扶養控除	扶養親族	昭和25年 (1950年)	・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円	
		特定扶養親族	平成元年 (1989年)	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	63万円	45万円	
		老人扶養親族	昭和47年 (1972年)	・年齢が70歳以上の扶養親族	48万円	38万円	
		(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円	
		(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・老人扶養親族が本人と同居している場合	+10万円	+7万円	
特別な人的控除	障害者控除		昭和25年 (1950年)	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	27万円	26万円	
	(特別障害者控除)		昭和43年 (1968年)	・上記の者が特別障害者である場合	40万円	30万円	
	寡婦控除		昭和26年 (1951年)	次の要件のいずれかに該当する者 ①夫と死別したもの ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	26万円	①の場合 年間所得500万円以下
	(特別寡婦加算)		平成元年 (1989年)	・寡婦で、扶養親族である子を有するもの	+8万円	+4万円	年間所得500万円以下
	寡夫控除		昭和56年 (1981年)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	27万円	26万円	年間所得500万円以下
	勤労学生控除		昭和26年 (1951年)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	27万円	26万円	年間所得が65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下

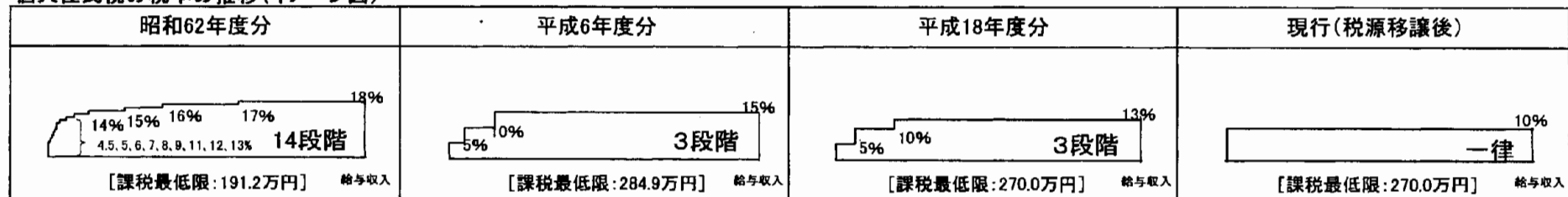
個人所得課税の税率等の推移(イメージ図)



所得税の税率の推移(イメージ図)



個人住民税の税率の推移(イメージ図)



- (注) 1. 上記の給与収入及び課税最低限は、夫婦2人(子のうち1人は特定扶養親族に該当)の場合の数値である。
 2. 平成6年(度)分の課税最低限は特別減税前の数値である。

個人所得課税の税率構造の国際比較(イメージ)

(2007年1月現在)

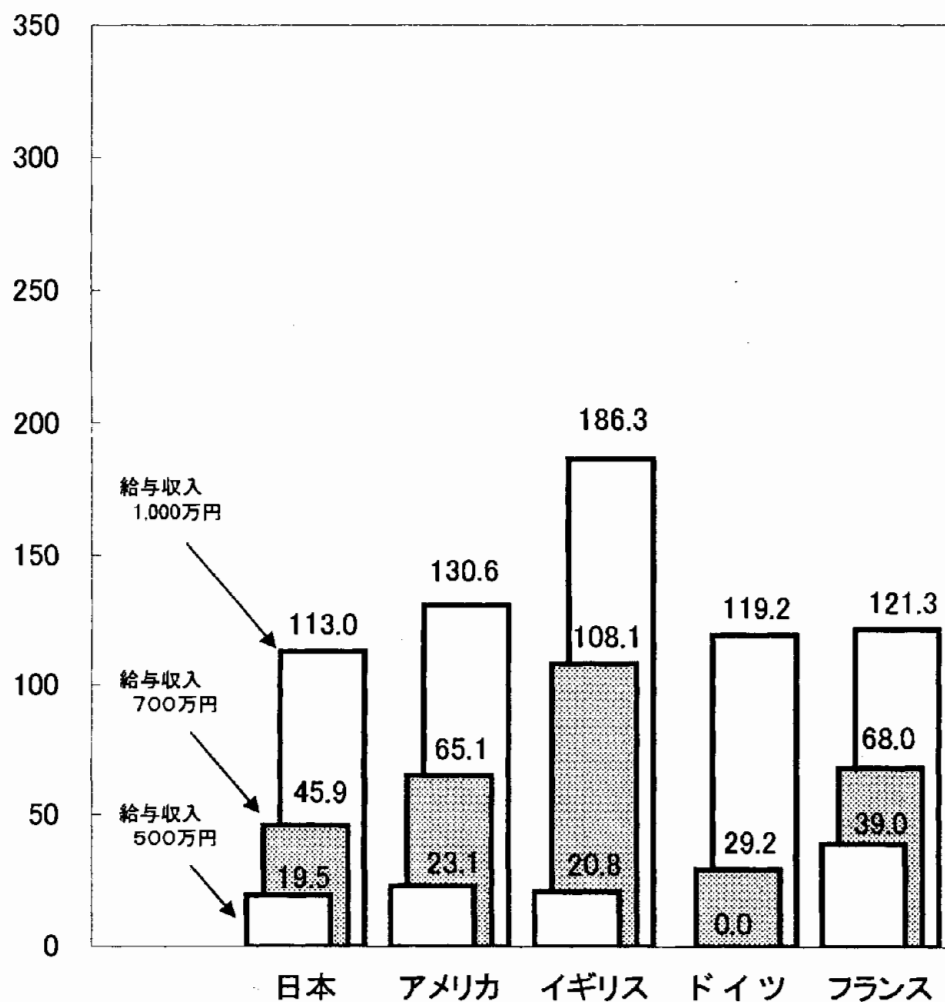
日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
(所得税+個人住民税) → (給与収入) (注)個人住民税(一律10%)。	(所得税+地方個人所得課税 (ニューヨーク市)) → (給与収入) (注)ニューヨーク市の場合 州税率 4~6.85% 5段階 市税率 2.55~3.20% 4段階	(所得税) 3段階 → (給与収入) (注)地方税はない。	(所得税+連帯付加税) → (給与収入) (注)連帯付加税は所得税に加えて課される連邦税(所得税額の5.5%)である。	(所得税+社会保障関連諸税) → (給与収入) (注)社会保障関連諸税(計8%)が給与収入に対して課せられる。
(所得税) 6段階 → (給与収入) (注)税源移譲後。	(所得税) 6段階 → (給与収入)	(所得税) 3段階 → (給与収入) (注)地方税はない。	(所得税) 方程式 → (給与収入) (注)ドイツの所得税は共有税であり、連邦、州及び市町村にそれぞれ税収が配分される。	(所得税) 4段階 → (給与収入) (注)地方税はない。

給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較

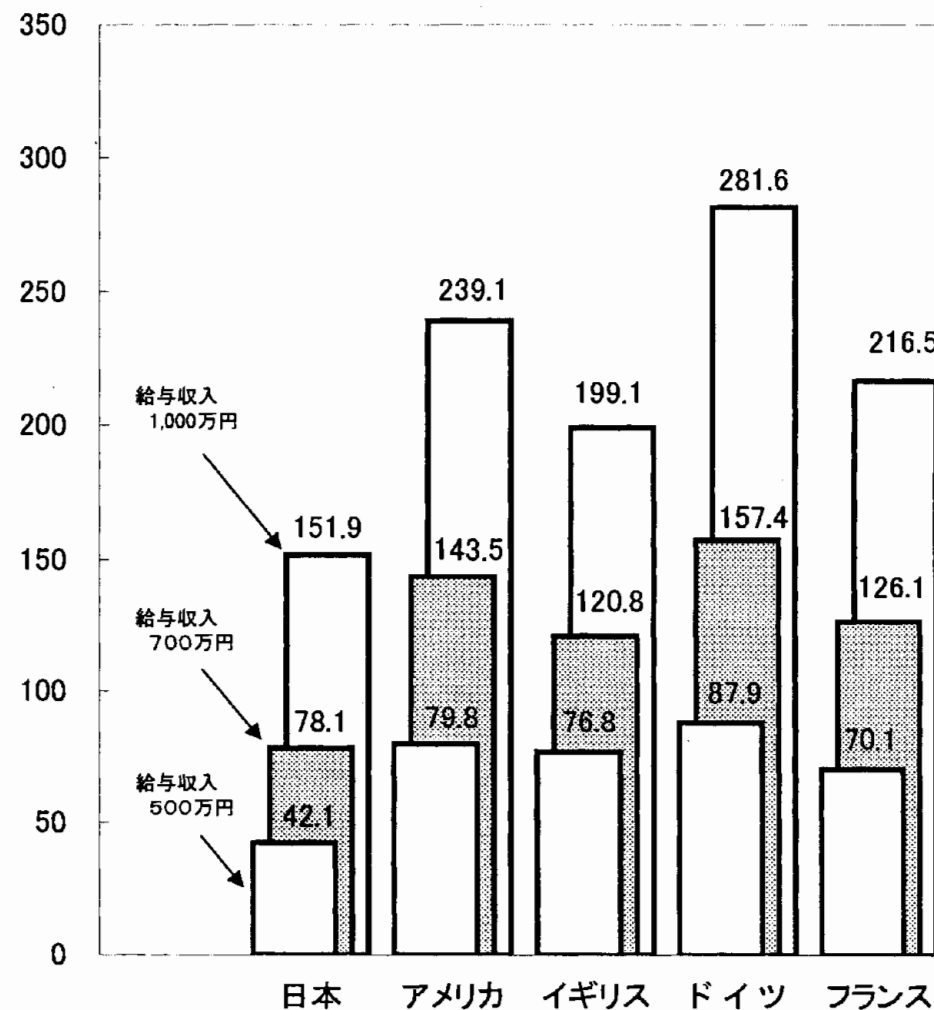
(2007年7月現在)

(単位:万円)

【夫婦子2人の場合】



【単身の場合】



(注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。

2. 日本は子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。アメリカは子のうち1人を17歳未満としている。イギリスは全ての子を1歳以上としている。

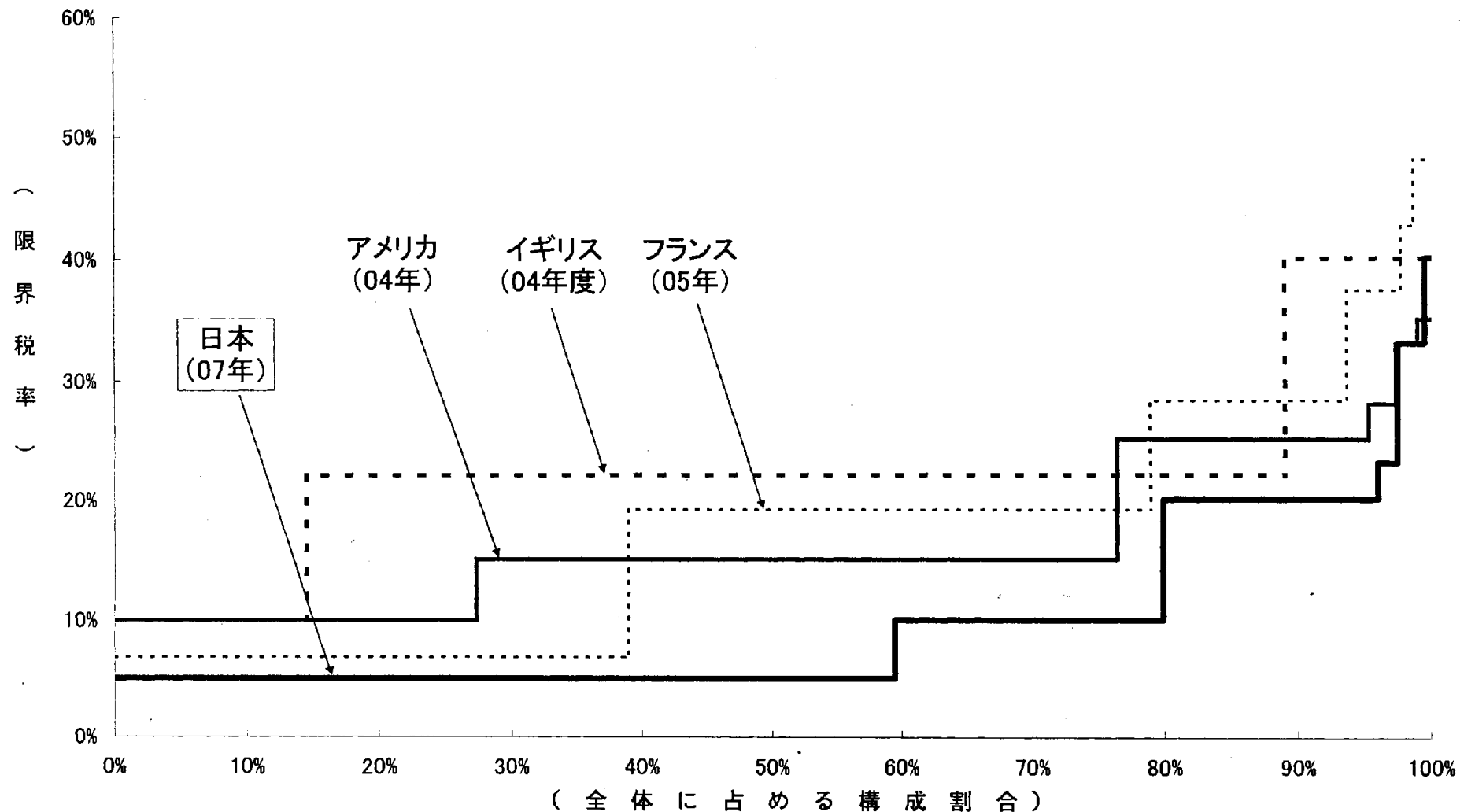
3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの個人住民税の例としては、ニューヨーク州の所得税を採用している。

4. 邦貨換算レート: 1ドル=119円、1ポンド=234円、1ユーロ=158円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成18年(2006年)12月から平成19年(2007年)5月までの間における実勢相場の平均値)。

所得税の限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較

未定稿

(2007年7月現在)



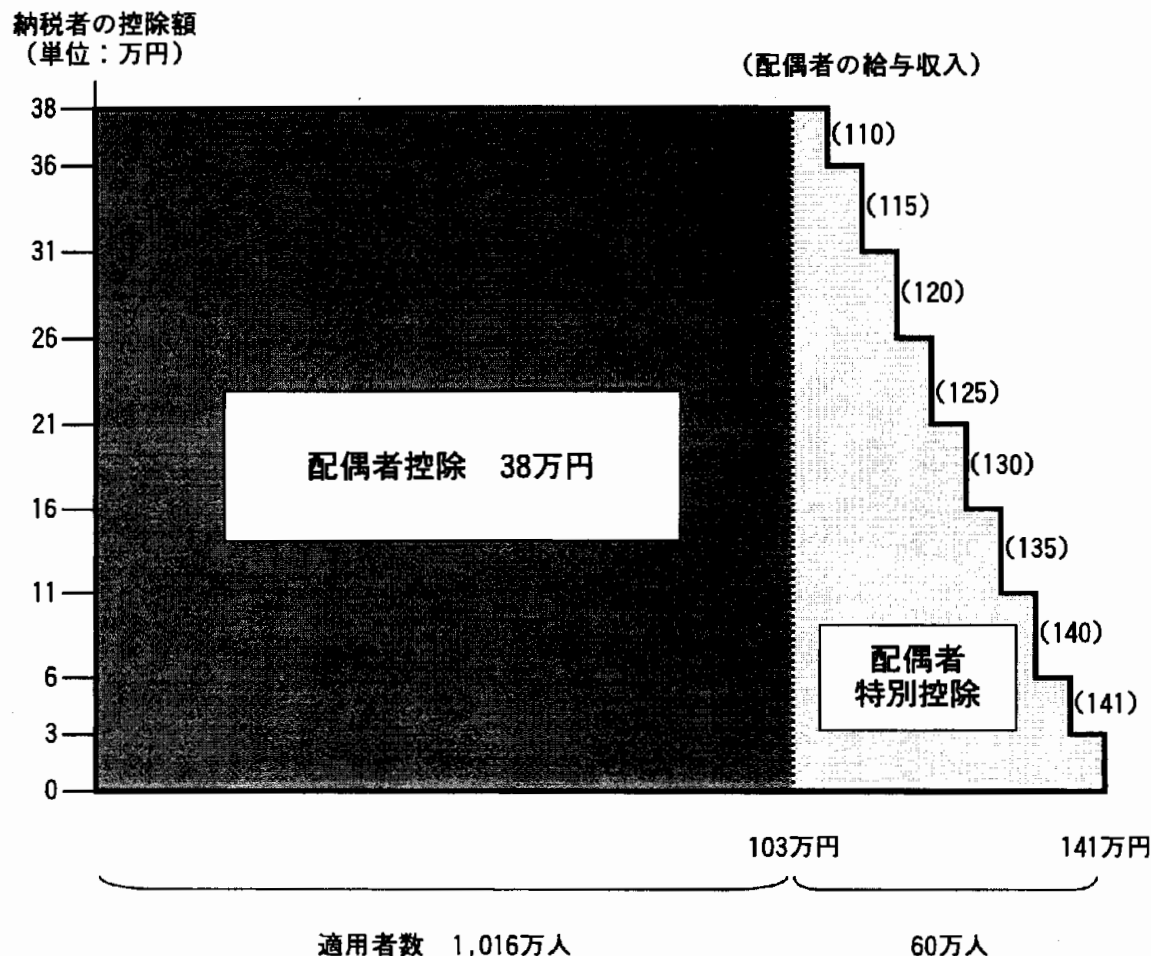
- (注) 1. 日本のデータは、平成19年度予算ベースを基に推計したものである。
 2. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成した。
 3. ドイツは方程式方式のためブラケット別納税者数割合は不明。
 4. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制。フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。
 このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。

主要国における課税単位の概要(未定稿)

(2007年1月現在)

国名	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税単位	○個人単位課税	【選択制】 ○個人単位課税 ○夫婦単位課税(注) (注)申告の状況に応じた税率表を適用することで、実質的に「2分2乗制」(均等分割課税)となっている。	○個人単位課税	【選択制】 ○個人単位課税 ○夫婦単位課税 (2分2乗制)(注) (注)夫婦の所得を合算して均等分割課税を行う。	○世帯単位課税 (N分N乗制)(注) (注)夫婦及び子供(世帯)の所得を合算して、分割課税を行う。 〈分割の際の除数〉 ・ 単身者 ……1 ・ 夫婦 ……2 ・ 夫婦子1人…2.5 ・ 夫婦子2人…3 以下子一人毎に1を加算
財産制度	夫婦別産制	夫婦共通財産制の州と夫婦別産制の州あり	夫婦別産制	夫婦別産制(注) (注)原則別産制。財産管理は独立に行えるが、財産全体の処分には他方の同意が必要。	夫婦共通財産制

配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（配偶者が給与所得者の場合）



＜現行の配偶者特別控除制度の仕組み＞

○現行の配偶者特別控除は、配偶者の給与収入が103万円を超え、141万円までの場合に適用され、収入に応じて控除額が増減する仕組み。これにより、手取の逆転現象が解消。

○手取りの逆転現象の解消の具体例

- ①夫の給与収入1,000万円と妻の給与収入100万円の世帯と
- ②夫の給与収入1,000万円と妻の給与収入105万円の世帯の比較

＜配偶者特別控除がない場合＞

- ①の世帯：手取額：987万円（税負担額113万円）
- ②の世帯：手取額：981万円（税負担額124万円）

⇒世帯収入が5万円増えたにも関わらず手取が6万円減少。

＜配偶者特別控除がある場合＞

- ①の世帯の手取額：987万円（税負担額113万円）
- ②の世帯の手取額：991万円（税負担額114万円）

⇒世帯収入が5万円増えたことにより手取が4万円増加。

（備考）適用者数は、国税庁「民間給与の実態（平成17年分）」（年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者（納税者））による。

基礎控除・配偶者(特別)控除の仕組み（イメージ）

妻の収入

0～65万円

65～103万円

103～141万円

141万円～

夫

配偶者控除

基礎控除

配偶者控除

基礎控除

配偶者
特別控除

基礎控除

基礎控除

妻

基礎控除

基礎控除

基礎控除